

桑名駅西地区 区画整理ニュース 第101号

【発行】
桑名駅周辺
整備事務所

工事の実施について

令和5年度の主な工事は、令和6年度完成に向けた桑名駅西広場の整備工事を引き続き行い、蛸塚益生線、各区画道路及び宅地の整備を進めます。区域内の皆様には、たいへんご迷惑をおかけしておりますが、引き続き、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



■ 全体事業計画に対する年度ごとの累積進捗率について

単位：%

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
仮換地先使用率 （面積ベース）	26.8	34.3	42.4
移転補償率 （戸数ベース）	63.0	71.1	76.3
道路延長整備率 （延長ベース）	28.2	42.5	50.3

第31回桑名駅西土地区画整理審議会の開催について【非公開】

桑名駅西土地区画整理審議会につきましては原則公開としておりますが、7月25日開催の桑名駅西土地区画整理審議会は、審議会に諮問する案件が「桑名市個人情報保護条例」に規定する個人情報にあたりますことから、非公開（傍聴はできません）とさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築したりすると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。

要件を満たせば軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先：桑名県税事務所 TEL：0594-24-3613】

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

桑名駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされる方は、桑名市役所 戸籍・住民登録課 又はサンファーレにあるサテライトオフィス窓口に、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出てください。

該当敷地地番証明は、桑名駅周辺整備事務所で発行しています。

【例】住所変更後：桑名市大字〇〇 〇〇〇番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きをお考えの方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられる場合がありますので、事前に事務所までご相談ください。

■建築行為等には許可が必要です

土地区画整理法第76条により、建築行為等につきましては、市長の許可が必要となります。

家屋の老朽化や家族構成の変化等による改築などについても、同様に法76条の許可が必要となりますので、事前に事務所までご相談ください。内容に応じて許可の可否や、許可条件などを判断させていただきます。

事業に関するお問い合わせ等がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

〒511-0811

三重県桑名市大字東方 288 番地 1

桑名駅周辺整備事務所

管理・補償係

TEL：0594-24-1439

計画・工務係

TEL：0594-24-1368

駅周辺整備係

TEL：0594-24-1196

FAX：0594-24-6338

E-mail: kukakuseirim@city.kuwana.lg.jp

※令和5年4月1日から、桑名駅東口駅前広場の整備業務が本事務所へ移り、事務所の名称が『桑名駅周辺整備事務所』に変更となりました。